

2011年7月25日

消費者庁長官 福嶋 浩彦 殿

食品添加物表示を考える会

食品添加物の表示制度についての意見書

日ごろは消費者の安全、消費者の利益を考えた取組みをいただきありがとうございます。
このたび、食品添加物の表示制度についてお願い申し上げたいことがあり、本意見書を提出させていただきます。

食品添加物表示を考える会には、食品添加物や遺伝子組換え食品等のリスクコミュニケーションに携わってきたメンバーが、個人の資格で加入しております。私どもはこれまでの経験から、食品添加物や遺伝子組換え作物等が、消費者の利益となる安全な科学・技術の成果であるにも関わらず、そのことが十分に伝わっていないために、「無添加、非組換え、〇〇不使用」という言葉が、あたかも安全な食品選択の指標のように捉えられている現状を残念なことだと思っています。

食品の表示は、毎日、消費者がふれる身近な情報であり、大事な「食の学習」の機会を提供してくれます。分かりやすい公平なルールの下に表示されていれば、学習の成果を生かして情報を得ることができ、そのことがさらに学習のモチベーションを高め、消費者の自主的かつ合理的な行動に役立つことでしょう。このことは、消費者の豊かな食生活に貢献するはずです。

ところが、現状では表示のルールが複雑で分かりにくいことや、そもそも表示のルールを学ぶ機会が十分でないことなどから、表示による正確な情報を伝えるという機能が十分発揮されていないばかりか、かえって誤解を招いているようなケースも見受けられます。

シンプルなルールと十分な学習の機会の下で、食品添加物の利用に皆が納得し、さらには食品添加物が使われているからこそ安全で色々な種類の加工食品を食べられるのだということが常識になることこそが、消費者の利益にかなうのではないのでしょうか。

今般、消費者基本計画の施策番号 75 に「食品添加物表示の在り方について（中略）検討します」との文言が入ったことを受けて、まずは分かりやすいシンプルな表示ルールについて検討し、原則・課題・具体的な意見をまとめました。是非、貴庁にてご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

尚、情報提供や学習のあり方については、別途、述べさせていただきたいと考えております。

【食品添加物表示の原則】

- ・ 使ったものは表示して、消費者に知らせる。
- ・ その添加物が何のために必要なのかを表示して、消費者に知らせる。
- ・ 以上の原則に従って、消費者にも事業者にも理解しやすい表示ルールにする。

【食品添加物表示における現状の課題】

- ・ 物質名、用途名併記、一括名などが混在しているため、消費者にとって表示ルールを理解することが難しい。
- ・ 表示されている食品添加物の使用目的が、消費者に十分に伝わっていない。
- ・ 今の表示ルールでは、特定の用途名と同様の機能を持つ食品添加物を用いて「〇〇無添加」などと表示することができ、それがあたかも安全であるかのような誤解を消費者に与えている。
- ・ 以上の課題により、食品添加物の使用が消費者の利益に適うということが伝わっていない。

【具体的な意見】

1 添加物表示は、用途名と物質名との併記とする。

- 1.1 現行制度で用途名併記とされているものはもちろん、一括名の許されているものや物質名表示のみとされているものも含めて、用途名と物質名との併記とする。

2 用途名については次のように一部を見直す。

- 2.1 現行制度における一括名を用途名に移行させるほか、必要に応じて新たな用途名を設ける。

例1) ソルビトールをチューインガム用軟化剤として使用すると、現行制度では一括名「軟化剤」と表示することが許されている。この場合、軟化剤を用途名に移行させると「軟化剤（ソルビトール）」と表示することになる。

例2) トレハロースの使用目的は、甘味付与、澱粉老化抑制、冷凍変性抑制などだが、このうち甘味付与には用途名「甘味料」があるものの、澱粉老化抑制や冷凍変性抑制に該当する用途名や一括名はない。そこで、例えば「品質保持剤」等の用途名を新たに設ける。

- 2.2 用途名につき、なぜその添加物を使っているのかという理解を促すことができるような名称を検討する。

例3) 「安定剤」は用途目的をイメージしづらい。泡を安定させるなら「起

泡安定剤」、氷晶を安定させるなら「氷晶安定剤」という用途名がより理解しやすいかもしれない。

2.3 用途目的に応じた用途名を併記するという運用を徹底する。

例4) 保存目的で使ったものは「保存料」の用途名を併記するのが本来の運用だが、「保存料」のイメージが悪いために、保存料の例示に挙がっていないものについては日持向上剤として物質名のみとしたり、pH調整剤あるいは調味料といった一括名に含めたりといった運用がされている。さらに、そのような代替物を使いつつ「保存料無添加」といった表示をされているケースが多くあり、実際には食の安全を守っている保存料が、あたかも使われていない方が安全であるかのような誤解を消費者に与えている。

2.4 ある添加物の使用において複数の使用目的を有する場合には、主たる使用目的に係る用途名を表示すれば足りることにする。

◆ 現行どおり。

2.5 用途目的ごとの例示は廃止する。

◆ 用途目的に応じて用途名を併記するのが本来の運用である。現状は例示に挙がっていなければ用途名を併記しないというケースが見られ、例示がかえって適切な表示を妨げている面がある。従って用途目的ごとの例示（消食表第377号別紙3）は廃止していただきたい。

3 用途名に併記する物質名の数については、次のとおりとする。

3.1 併記する物質名の数は原則全てとするが、表示スペース等を考慮して次のような考え方がある。

◆ 容器包装に重量比に占める割合の高いものから3品目まで表示して、あとは「等」と表示する。

◆ 容器包装に重量比に占める割合の高いものから3品目まで、あるいは重量比に占める割合の高いものから累計で50%を超える品目数まで、のどちらか多い品目数までを表示して、あとは「等」と表示する。

◆ 容器包装に3品目まで表示して、あとは「等」と表示した上で、ウェブ上等誰でも知ることができる手段で全ての物質名について公開する。

なお、ここで最低限表示すべき物質名の数は、現行の用途名併記において4品目以上の併記を見かけることはほとんどないことから、3品目が妥当と考える。

4 一括名は香料及びガムベースのみとする。

4.1 「アミノ酸等」「増粘多糖類」も一括名に類するものであり廃止する。

- 5 記載順序は、食品と添加物とを区分せず、製造時における原材料に占める重量の多いものから順に記載する。なお、添加物については用途名ごとの重量順とする。
- ◆ 現行の「食品と添加物とを区分し、それぞれにつき製造時における原材料に占める重量の多いものから順に記載する」と比較して、同じ表示スペースで重量の情報が入ることになり、食品の姿がより見えやすくなる。
 - ◆ 「用途名+物質名」が基本となることで、食品と添加物との見分けはできるものとする。
- 6 その他、簡略名・類別名、表示免除については現状どおりとする。
- 6.1 表示スペースとの関連で番号制が検討されるかもしれないが、添加物の名称を隠しているような印象を与えるため適切ではないと考える。
- 7 食品表示全般について、消費者をはじめとする関係者が学ぶことの出来る場を検討する。
- ◆ 安全に関わる表示（アレルギーなど）、健康増進に関わる表示（栄養成分など）、消費者の選択のための表示（内容量、原材料など）と表示の意味合いは多様である。自分にとって本当に大事な表示が何か学ぶ場が必要である。
 - ◆ 添加物ごとに、どのような用途で使われるのかを消費者をはじめとする全ての関係者に分かりやすく説明する資料・ウェブサイトを開発する。

以上

食品添加物表示を考える会
(氏名省略、全9名)

連絡先：(住所・電話番号省略)
e-mail kangaeru.hyouji@gmail.com (事務局宛)